

条例第 22 号

宇和島市水道事業給水条例及び宇和島市水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市水道事業給水条例及び宇和島市水道法施行条例の一部を改正する条例

(宇和島市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 宇和島市水道事業給水条例（平成17年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(指定給水装置工事事業者)</p> <p>第11条 指定給水装置工事事業者とは、次に該当する者で、市長の指定を受けた者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>厚生労働省令</u>で定める機械器具を保有すること。</p> <p>2 前項第2号の給水装置工事主任技術者は、<u>厚生労働大臣の行う試験に合格し、給水装置工事主任技術者免許</u>を受けている者でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(指定給水装置工事事業者)</p> <p>第11条 指定給水装置工事事業者とは、次に該当する者で、市長の指定を受けた者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>国土交通省令</u>で定める機械器具を保有すること。</p> <p>2 前項第2号の給水装置工事主任技術者は、<u>法第25条の5第1項で定める給水装置工事主任技術者免状の交付</u>を受けている者でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

5 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 (略)

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

(1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

5 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 (略)

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

(1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(宇和島市水道法施行条例の一部改正)

第2条 宇和島市水道法施行条例(平成24年条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する宇和島市水道事業給水条例による過料の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に、改正前の宇和島市水道法施行条例第4条第6号に規定する登録を受けた者は、改正後の宇和島市水道法施行条例第4条第6号に規定する登録を受けた者とみなす。